

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令  
工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第五十七条、第五十八条第一項（同法第六十五条  
第二項において準用する場合を含む。）及び第六十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実  
施するため、工業標準化法に基づく認定試験事業者等に関する省令を次のように定める。

2  
七  
製品試験を行つた鉱業品が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴つて形質に変化を起し、製品試験により得られた結果に影響を与える蓋然性が高い場合にあつては、当該鉱業品の受領年月日及び実施年月日  
前項の証明書は、証明書の発行業務を執行する役員又は職員が作成し、当該役員又は職員が役職名を記載した上で、記名押印又は署名をしなければならない。

**第一条** 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第五十七条第一項

**第五条** 法第五十八条第一項の主務省令で定める標章は、次のとおりとする。

(三) 産業省にて定めたる試験方法の区分は、(法第二項第六号の電磁的記録をいう。以下同じ。) 又は電磁的記録 (法第二条第一項第六号の電磁的記録をいう。以下同じ。) に係る日本産業規格に規定する試験方法とする。ただし、一以上の試験方法であつて、重要な部分において異なるもの (主務大臣が経済産業大臣である場合にあつては、告示で定めるものに限る。) は、一区分として扱うものとする。

**第二条** 法第五十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、主務大臣（法第七十二条第三項及び第四項の規定により經濟産業大臣が主務大臣となる場合にあっては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）。次項、次条及び第六条から第九条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

イ 製品試験（法第三十条第三項の製品試験をいう。以下同じ。）又は電磁的記録試験（法第三十二条第一項の電磁的記録試験をいう。以下同じ。）の事

、本  
製品試験等の事業を行う組織に関する事項

ト 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

チ  
電磁的説明試験の登録を受けるとする場合にあつては 登録を受けるとする第一  
区分において試験を実施する能力を有することを証する書類 第二

主務大臣に届け出なければならない。  
（係表正します）

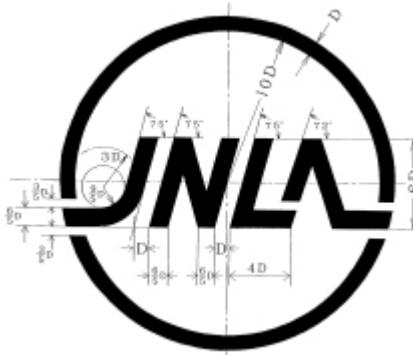
**第三条** 主務大臣は、法第五十七条第一項の登録をしたときは、当該登録をした試験所に係る試験事業者に、同条第二項各号に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。

**第四条** 法第五十八条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

三 製品試験等を依頼した者の氏名又は名称及び住所、製品試験等を行つた専工業品又は電磁的記録の名称、識別、寺敷及び犬態

四  
五 製品試験等を行つた鉄工業品又は電磁的説明の名前 諸別  
製品試験等により得られた結果及びその結果に付随する情

六 製品試験等の方法及びそれに付随する情報並びに当該方法が定められている日本産業規格の番号



第二中の地位を承継した事実を証する書面並びに次条第一項及び第三項の書面等を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)の提出について電子情報処理組織(機構の使用に係る電子計算機(以下「機構用電子計算機」という。)と、この省令の規定による提出を行う者の使用に係る電子計算機(以下「提出用電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われたこの省令の規定による提出は、機構用電子計算機に備えられたファ

イルへの記録がされた時に機構に到達したものとみなす。

3 この省令の規定により機構に提出をしようとする者が、電子情報処理組織を使用してこの省令の規定による提出を行うときは、この省令の規定にかかるらず、機構用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な提出様式に記録すべき事項を提出用電子計算機(経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。)から入力しなければならない。

(識別番号等の通知)

第十二条 電子情報処理組織を使用して前条の規定による提出をしようとする者は、あらかじめ、

経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類(以下この条において「書面等」という。)を機構に提出しなければならない。

2 機構は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

(準用)

第十三条 第二条から第九条まで並びに第十二条の規定は、登録外国試験事業者に準用する。この場合において、第二条第一項及び第三条中「法第五十七条第一項」とあるのは「法第六十六条第一項」と、第四条及び第五条中「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第五十八条第一項」と、第六条中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第五十九条第一項」と、第七条中「法第六十条第二項」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第六十条第二項」と、第八条中「法第六十一条」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第六十一条」と、第九条中「法第六十三条」とあるのは「法第六十六条第三項」と読み替えるものとする。

#### 附則

この省令は、工業標準化法の一部を改正する法律(平成九年法律第六号)の施行の日(平成九年九月二十六日)から施行する。

第一条 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則 (平成一七年三月七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一三年三月二七日厚生労働省・経済産業省・運輸省令第一号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年九月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則 (平成一七年三月七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則 (平成一七年六月一五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (令和元年七月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第五号)  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。ただし、第十二条及び第十二条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年一二月二八日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第十四及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第三を除く。次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第十四及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第三を除く。次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

様式第1 ( 第2条第1項、第6条及び第13条関係 )

登録 ( 登録の更新 ) 申請書

年 月 日

殿

住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第57条第1項 ( 第59条第1項、第66条第2項において準用する同法第59条第1項 ) の規定に基づき、下記のことおり ( 外国 ) 試験事業者の試験所の登録 ( 登録の更新 ) を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

登録 ( 登録の更新 ) を受ける試験方法の区分	試験方法の区分の名称 製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号
登録 ( 登録の更新 ) を受けようとする試験所	ふりがな 名称 ふりがな 所在地 ( 郵便番号 ) 電話番号
関連する事務所	名称及び所在地
別紙書類一覧	産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第2条第1項各号 1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの ( 第1号 ) 2 製品試験等の事業の概要及び業務の実績 ( 第2号イ ) 3 製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項 ( 第2号ロ ) 4 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別

( 第2号ハ )	
5 製品試験等の事業を行なう施設の概要 ( 第2号ニ )	
6 製品試験等の事業を行なう組織に関する事項 ( 第2号ホ )	
7 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項 ( 第2号ヘ )	
8 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績 ( 第2号ト )	
9 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合においては、登録を受けようとする第1条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類 ( 第2号チ )	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。  
 2 法人にあつては、申請書の末尾に、法人番号 ( 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ( 平成25年法律第7号 ) 第2条第1項 ) に規定する法人番号がある場合に限る。 ) を記載すること。  
 3 「試験方法の区分の名称」の欄は、鉱工業品又は電磁的記録による日本産業規格に規定する試験方法の名称を記入する。記入したがし、2以上異なる場合においては、その区別する場合にあっては、登録を受けようとする第1条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類 ( 第2号チ )  
 4 「製品試験等の事業を行なう施設の番号、項目番号及び記号番号のうち登録又は登録の更新を受けるものを受けようとする場合に記入する。また、登録又は登録の更新を受ける場合に記入する旨記入し、別紙添付する」とこと。  
 5 「関連する事務所」の欄は、2以上の事務所において、おいて一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。  
 6 登録の更新の申請における内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。  
 7 登録又は登録の更新の申請手数料の額の計算等に関する命令第12条」を追

加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。

様式第2（第7条及び第13条関係）

様式第2（第7条及び第13条関係）

事業承継届出書

年月日

殿

住所  
届出者の氏名又は名称及び法人  
にあってはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る登録（登録外國）試験事業者の地位を承継したので、産業標準化法第60条第2項（第66条第2項において準用する同法第60条第2項）の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継人	氏名又は名称 及び法人にあ つてはその代 表者の氏名	
承継された試験 所	名称 所在地（郵便 番号）	
被承継人の登録 (登録外國)試 験事業者の試 験所の登録番 号及び登録を受 けている試験方 法の区分		
承継後の試験所	ふりがな 名称	
承継の期日	電話番号	
承継の理由		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。  
2 法人にあっては、申請書の末尾に、法人番号

- (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合に限る。)を記載すること。
- 3 「承継後の試験所」の欄は、試験所の名称等を変更した場合に記入すること。
- 4 地位を承継した事実を証する書面及び譲り受けた登録証を添付すること。

様式第3（第8条及び第13条関係）

様式第3（第8条及び第13条関係）

事業廃止届出書

年月日

殿

住所  
届出者の氏名又は名称及び法人  
にあってはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る事業を廃止し  
たので、産業標準化法第61条(第66条第2項において  
準用する同法第61条)の規定により、届け出ます。

記

事業を廃止した 試験所	名称 所在地(郵便 番号)
登録(登録外国 )試験事業者の 試験所の登録番 号及び登録を受 けている試験方 法の区分	
廃止の期日	
廃止の理由	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。  
2 事業を廃止した試験所に係る登録証を添付すること。

## 様式第4(第10条第1項関係)

表 面	
第 号	
産業標準化法第64条第1項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書	
6センチメートル	3センチメートル
写 真	
4センチメートル	職氏名
5センチメートル	年 月 日 生
押出スタンプ	
年 月 日 発行	
主務大臣印	

裏 面	
産業標準化法(昭和24年法律第185号) (抄)	
<p><b>第29条</b>          2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p><b>第64条</b> 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入りり、その業務に關し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。          2 第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p><b>第80条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。          二 第29条第1項、第35条第1項から第4</p>	

項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 様式第5(第10条第2項関係)

表 面	
8センチメートル	
産業標準化法第64条第1項及び第73条の規定による立入検査を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分証明書	
6センチメートル	所属氏名 年月日生 年月日発行 独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長印
3センチメートル	写真 押出スタンプ
4センチメートル	
6センチメートル	

裏 面	
産業標準化法(昭和24年法律第185号) (抄)	
<p>第29条 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第64条 主務大臣は、この法律を施行する者ため必要があると認めるときは、又は、その職務に對し、その業務に關し報告をさせり、書類その他の物件を検査させることがべきで、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第73条 主務大臣(前条第3項及び第4項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に</p>	

限る。次条から第76条までにおいて同じ。)は、機構に、第57条第1項の登録に関する事務、第59条第1項(第66条第2項における登録の更新に関するもの)の登録の更新に關する事務、第60条第2項及び第61条(これららの規定を、第66条第2項における登録の更新に關する事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させることがべきで、前項の規定による立入検査について準用する事務)の登録の取消しに関する事務、第63条の規定による届出の受理に関する事務、第64条第1項の規定による登録の取消しに関する事務、第66条第1項の登録による登録の取消しに関する事務、第66条第1項の登録による登録の取消しに関する事務、同条第3項の規定による登録の取消しに関する事務、同条第3号の規定による登録の取消しに関する事務、同条第4号の規定による登録の取消しに関する事務並びに第7号の規定による登録の取消しに関する事務(同条第6号及び第7号に係るるものに限る。)を行わせるものとする。第80条次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第29条第1項、第35条第1項から第4項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査拒み、妨げ、若しくは忌避した者